



2022年9月14日

各 位

会 社 名 株式会社 ジイ・シイ 企画
代 表 者 名 代表取締役社長 矢ヶ部 啓一
(コード番号：4073 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役経営管理副本部長 坂井 正人
(TEL. 043-464-3348)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月2日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月29日開催予定の第27期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

適時開示基準を誤認していたため、本件の開示が遅れましたことをお詫び申し上げます。今後は適正開示制度の重要性を鑑み、適時適切な開示に努めてまいります。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 株主総会資料に関する電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)

<p>第2条</p> <p>(1)～(7) (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)～(9) (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p><u>(8) 決済に関連する会員・加盟店の募集、加入業務</u></p> <p><u>(9) 決済に関連する加盟店の売上データの集計・請求支払・集金代行業務</u></p> <p><u>(10) 信用購入あっせん業務</u></p> <p><u>(11) クレジットカード等に関する業務</u></p> <p>(12)～(13) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第1条 変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、<u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>第2条 本附則第1条及び本条は、<u>2022年9月1日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年9月29日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2022年9月29日(予定)

以上